

7回
令和8年第 総 会
7月

白井市農業委員会会議録

令和8年7月3日 開会

令和8年7月3日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和8年7月3日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
4 番	中 嶋 健 次
5 番	五十嵐 玲 子
6 番	高 宮 正 明
7 番	岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山 崎 操 夫
2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 秋 谷 裕 一
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者 1名

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 白井市農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第5号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

8月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 7月22日水曜日
- ・事前審査会(案) 7月30日木曜日
 - 第1班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総会(案) 8月6日木曜日
 - 午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

中村会長 皆さん、こんにちは。

ここで退任される方は、今日が最後の総会となります。

1期、2期、3期やっておられる方、大変お疲れさまでございました。

農業委員会といたしましても、また再度、次回に挙がってきていただけることを願っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和8年7月定例総会を開催します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は3番山崎正司委員、4番中嶋健次委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いいたします。

これより議事に入りますが、議案第1号について、推進委員の石井修一委員、押田勝巳委員が関係しております。

この議案については、農業委員会等に関する法律、第31条第1項の規定により、農業

委員会の委員は自己または同居人の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとされております。

石井修一委員、押田勝巳委員については、しばらくの間退席をお願いいたします。

では議案第1号 白井市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局 局長 事務局の鈴木です。

それでは1ページを御覧ください。

議案第1号 白井市農地利用最適化推進委員の委嘱について。

下記のとおり、農業委員会等に関する法律第17条の規定による、農地利用最適化推進委員を委嘱したいので提出いたします。

令和8年7月3日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

次に3ページを御覧ください。

こちらは農業委員会等に関する法律第17条、農地利用最適化推進委員の委嘱について、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと規定されております。

続いて4ページから5ページを御覧ください。

白井市農地利用最適化推進委員候補者の評価結果についてです。

白井市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第9条第2項の規定により、白井市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を今年の3月10日に開催し、5の三つの評価事項に基づきまして、6の評価結果のとおり8名の方々について、白井市農地利用最適化推進委員として選任すべき候補者として適任であると評価いたしました。

それでは、もう一度1ページに戻っていただければと思います。

委嘱したい農地利用最適化推進委員につきましては1ページから2ページにかけて、番号の1番から8番までの8名となり、任期については皆さん同じく令和8年7月20日から令和11年7月19日までとなります。

番号の1番から申し上げます。1番、鈴木竜蔵、住所、生年月日は記載のとおりで、担当区域は神々廻となっております。

次に2番、石井修一、住所、生年月日は記載のとおりで担当区域は名内・小名内・今井・河原子となっております。

2ページを御覧ください。

3番、大塚公裕、住所、生年月日は記載のとおりで、担当区域は中・富塚となっております。

次に4番、押田勝巳、住所、生年月日は記載のとおりで、担当区域は木・折立・中木戸となっております。

次に5番、福田政美、住所、生年月日は記載のとおりで、担当区域は平塚となっております。

次に6番、小野和彦、住所、生年月日は記載のとおりで、担当区域は十余一・清戸・谷田・武西となっております。

次に7番後藤拓也、住所、生年月日は記載のとおりで、担当区域は白井木戸・七次・富士となっております。

最後に8番、秋本貴之、住所、生年月日は記載のとおりで担当区域は白井・復となっております。

以上8名を農地利用最適化推進委員として委嘱したいということで、本日御審議をお願いするものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

中 村 会 長 本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

齊藤和博委員 農業委員の齊藤です。6番の小野さん、これ谷田になっていますけれども、十余一の間違いでは、住所。

事 務 局 確認させていただきます。

中 村 会 長 ほかにございませんか。

どうぞ。

伊藤 治委員 推進委員の伊藤です。神々廻地区の鈴木さんなんですけれども、自営業とありますが、農業に携わられている方で、知見のある方なんでしょうか。

事 務 局 自営業なんですけれども、農業生産法人等を営んでいると確認しております。

伊藤 治委員 ありがとうございます。

中村会長 ほかにございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号 白井市農地利用最適化推進委員の委嘱について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中村会長 賛成全員です。

議案第1号 白井市農地利用最適化推進委員の委嘱について、承認することに可決いたします。

退席した委員の入室をお願いいたします。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 長 それでは6ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和8年7月3日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字十余一、字清戸道西の1筆の一部です。

地目は畑、地積は9,708平方メートルのうち、3,000平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は賃借権設定によるものです。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

増田道恵委員。

増田道恵委員 2班班長増田です。

議案番号第2号1番、調査報告を申し上げます。

事前審査資料1番を御覧ください。

当日は権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。

申請地は市役所から北東へ4キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、荒廃している状況です。

進入路については、赤道により確保されております。

次に農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の主な農機具については、トラクター1台、サブソイラ1台、管理機1台、刈払機1台を許可後に購入予定となっております。

労働力は世帯員が2人で、うち1人が農業に従事する予定です。

年間従事日数は240日です。

権利者は現在農業法人に従事しており、そこで大根などを栽培していることから、技術力について問題ないものと判断しました。

また、周辺地域における農地などの農業上の効率的かつ合法的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

中村会長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1 番について、最適化推進委員の松丸敏雄委員、お願いいたします。

松丸敏雄委員 十余一区担当の推進委員の松丸です。

審査会の内容については、今班長の報告のとおりですが、義務者に会いまして、お話しすることができましたので報告させていただきます。

義務者2名についてはきょうだいで、対象の農地については共有で相続したそうです。対象の農地ですが、親が健在のころは露地野菜を中心に耕作を行っていたそうですが、この10年については耕作は行われていませんで、管理のみ、除草等のみ行っていたということでした。

面積もかなり広いということで管理にも苦戦していたところ、今回の話がありまして、申請に至ったということでした。以上です。

中村会長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手お願いいたします。

どうぞ。

押田勝巳委員 推進委員の押田ですけれども。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、ここ全部、一部というか、この辺になっているんですけれども、赤道というのは、この道のほうの資料によりますと、43の49とか43の50が赤道になるわけですか。

それと、43の15の1の2の下の接したところ、これも赤道なんですか。

事務局 事務局の上條です。赤道につきましては、対象地の東側の道となっているところが赤道になります。

南側の43の一部の道のこちらは私有地ということで、赤道というのは東側の道になります。

押田勝巳委員 大体分かりましたけれども、そうしたらこれ、43の163を借りるんですけれども、これは赤道に接しているといっても、角1点だけなのです。

そうすると出入りなんかはほかを借りるなり何かしないと、出入りできないと思うのです。

写真を見ても、結局北側の道路のほうには接していないように見えるし、現況見えても道路という道路が、南側は私有地ということで、どこから入って耕作するのかなど。

事務局 少しこれは分かりづらいのですが、枠で囲ってあるのが一部で借りるところでして、実際は43の対象地に関してはもっと広いです。

なので、この対象地の中を通らせていただければ、この耕作する場所、対象地まで行ける形になりますが、実際にはほかの借りない部分に関しては、地主さんもしくは知り合いの方が耕作しているそうなので、今回はこの一部での申請になるということで、

耕作路に関しては問題ないという話でした。

押田勝巳委員 承諾なりをもらっておかないと、出入りできないという形になる。

事 務 局 今回借りる方も同じ。

押田勝巳委員 同じ地主で部分的に、周りの1丁近く地主一緒ですよ。

そこは思ったのですが、書類上その辺をうたっておかないと、まずいのではないかと
思ったのですが。

事 務 局 それは地主さんとほかの申請者にも確認をして、必要であれば同意書等をいただく
ように指導するようにしたいと思います。

押田勝巳委員 この文書の中では出入り、赤道に接していると書いてあったのですが、現況的にはこの
文書では無理があるのではないかと考えたので。

事 務 局 はい、分かりました。

中村会長 ほかにございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号 農
地法第3条の規定による許可申請について、裁決を行います。

1番について、許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中村会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第3条規定による許可申請について、1番を許可することに可決
いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題と
いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 長 それでは7ページを御覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和8年7月3日提出。

白井市農業委員会会長、中村敦雄。

7ページから19ページにかけては転用の用途が共通しておりますので、1番から34番
までの申請人は記載のとおりとなります。

申請事由につきましては、1番から32番までは申請人ごと同じで所有権移転によるも
のとなり、33番、34番については賃借権設定によるものとなります。

説明していきます。

1番、大字復字城際の11筆と1筆の一部です。

地目は畑。

地積は合計で1万1,230.96平方メートルです。

次に2番、大字復字台山の2筆です。

地目が山林、現況は畑です。地積は合計で2,658平方メートルです。

続いて8ページを御覧ください。

3番、大字復字山谷の1筆と大字復字城際の5筆です。

地目が山林と畑、現況は畑です。

地積は合計で1万2,447平方メートルです。

次に4番、大字復字山谷の1筆の一部と大字復字城際の4筆です。

地目は畑。

地積は合計で5,978.58平方メートルです。

次に5番、大字復字城際の4筆と1筆の一部です。

地目は畑。

地積は合計で2,232.36平方メートルです。

続いて9ページを御覧ください。

6番、大字復字台山の1筆です。

地目は畑。

地積は1,325平方メートルです。

次に7番、大字復字西ノ内の1筆の一部です。

地目は畑。

地積は3,389.79平方メートルです。

次に8番、大字復字台山の3筆です。

地目は畑。

地積は合計で1,265平方メートルです。

続いて10ページを御覧ください。

9番、大字復字台山の3筆の1筆です。

地目は山林、現況は畑です。

地積は合計で6800.25平方メートルです。

次に10番、大字復字台山の1筆と大字復字城際の2筆です。

地目は畑、地積は合計で3,781平方メートルです。

次に11番大字復字台山の1筆の一部と大字復字西ノ内の1筆の一部です。

地目が山林と畑、現況は畑です。

地積は合計で213.24平方メートルです。

続いて11ページを御覧ください。

12番、大字復字台山の1筆の一部です。

地目は山林、現況は畑です。

地積は700.85平方メートルです。

次に13番大字復字台山の3筆の一部です。

地目は山林、現況は畑です。

地積は合計で4,977.66平方メートルです。

次に14番、大字復字台山の1筆です。

地目は山林、現況は畑です。

地積は7,590平方メートルです。

続いて12ページを御覧ください。

15番、大字復字城際の1筆です。

地目は畑。

地積は505平方メートルです。

次に16番、大字復字台山の1筆です。

地目は畑。

地積は2,807平方メートルです。

次に17番、大字復字西ノ内の2筆です。

地目は畑。

地積は合計で3,819平方メートルです。

続いて13ページを御覧ください。

18番、大字復字台山の2筆です。

地目は畑。

地積は合計で3,658平方メートルです。

次に19番、大字復字西ノ内の10筆です。

地目は畑。

地積は合計で5,814平方メートルです。

次に20番、大字復字城際の1筆です。

地目は畑。

地積は1,703平方メートルです。

続いて14ページを御覧ください。

21番、大字復字城際の2筆です。

地目は畑。

地積は合計で4,304平方メートルです。

続いて15ページを御覧ください。

22番、大字復字城際の16筆と大字復字城際の3筆の一部です。

地目は畑。

地積は合計で9,688.85平方メートルです。

続いて16ページを御覧ください。

23番、大字復字城際の8筆と大字復字城際の1筆の一部です。

地目は畑。

地積は合計で3,759.64平方メートルです。

次に24番、大字復字西ノ内の1筆です。

地目は畑。

地積は4,602平方メートルです。

次に25番、大字復字台山の1筆の一部です。

地目は山林、現況は畑です。

地積は3,609.86平方メートルです。

続いて17ページを御覧ください。

26番、大字復字台山の1筆です。

地目は山林、現況は畑です。

地積は2,867平方メートルです。

次に27番、大字復字城際の2筆です。

地目は畑。

地積は合計で1,986平方メートルです。

次に28番、大字復字西ノ内の1筆です。

地目は畑。

地積は361平方メートルです。

続いて18ページを御覧ください。

29番大字復字台山の2筆と大字復字西ノ内の1筆です。

地目は山林と畑、現況は畑です。

地積は合計で5,780平方メートルです。

次に30番、大字復字台山の1筆です。

地目は山林、現況は畑です。

地積は1万895平方メートルです。

次に31番大字復字城際の1筆です。

地目は畑。

地積は995平方メートルです。

続いて19ページを御覧ください。

32番、大字復字城際の2筆です。

地目は畑、地積は合計で1,506平方メートルです。

次に33番、大字復字城際の9筆です。

地目は畑。

地積は合計で7,236平方メートルです。

最後に34番、大字復字台山の1筆の一部です。

種目は山林、現況は畑です。

地積は1,002.17平方メートルです。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

増田道恵委員。

増田道恵委員 2班班長の増田です。

議案番号第3号 1番から34番について調査報告を申し上げます。

事前審査資料3番を御覧ください。

当日は権利者の代理人、義務者の代理人が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所の南東側に隣接するエリアで、進入路は市道により確保されており、農地区分についてですが、おおむね10ヘクタール以上の農地の一団であることから、第1種農地と判断しました。

ただし、白井駅を中心とした周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超え、1キロメートル以内の区域でも宅地率が40パーセントを超えているため、白井駅より1キロメートル以内の農地については、第2種農地と判断しました。

転用目的ですが、データセンター及び変電所用地です。

次に一般基準ですが、申請面積が合計で14万1,488.21平方メートルであり、建築面積との関係においても、面積妥当と思われます。

事業計画についてですが、データセンター用地を6か所、変電所及びアメニティー用地を1か所ずつ、緑地帯を3か所配置する計画です。

造成計画については、現状の地盤を活かしながら、外部からの土砂の搬入は行わず、開発区域内の切り盛りで地盤調整をします。

資金の確保につきましては、融資及び出資にて賄う計画となっております。

雨水については、各敷地内に設置する雨水貯留槽にて抑制し、雨水管へ放流いたします。

污水排水については、各施設ごとに浄化槽を設け、雨水管に排水する予定です。

これらのことから立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

中村会長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1番から34番について、最適化推進委員の秋本善久委員、お願いいたします。

秋本善久委員 白井地区担当の推進委員の秋本です。

ただいま増田班長から報告があったとおり、特に問題ないと思います。

なお、この補足説明を求められましたので、関係の義務者に電話をしまして、34人おりましたので、その中から知っている方がおりましたので、電話にて確認をしました。この地域は年々農業をする人も少なくなっているということから、有志の組織でまちづくり協議会を設置したということです。

その中で義務者の方々と、この地域で土地の活用について協議をし、結論として全員賛成したとのことでした。

なお、農業を継続したい人も中にはあったということで、代替地についても、どうだということでした承されたということでした。

次にこの地域の土地の活用について、コンサルを募集したということです。

コンサルを募集して、今後どのような活用がいいのかということで、コンサルを交えて事業を協議したところ、データセンター関係、事業者を募集しました結果、今回の事業者を決めたとのことでした。

そしてこの計画の中では代替地があり、農業環境も多少残るということなどがありまして、全員この事業については賛成とのことでした。

以上です。

中村会長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

はい、どうぞ。

岩井聡明委員 農業委員の岩井です。

番号12番と34番は地番が1149の1と同じ土地なんですけれども、それは土地の一部を所有権移転するとかであって、土地の一部をまた賃貸するという趣旨なんですか。

事務局 こちらにつきましては、同じ土地の中で賃貸する部分と売買する部分の2か所があるということです。

以上です。

岩井聡明委員 分かりました。

中村会長 ほかにございませんか。

では質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

関連がありますので、1番から34番について一括して採決を行います。

1番から34番について、許可相当意見を付して県に信託することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中村会長 賛成全員です。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番から34番を許可相当意見を付して、県に信託することに可決いたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 長 それでは20ページを御覧ください。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について。

下記のとおり農地法第5条規定による許可後の計画変更承認申請がありましたので提出いたします。

令和8年7月3日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字富塚字上の6筆です。

地目は畑。

地積は合計で866平方メートルです。

申請人は記載のとおりで、申請事由は降雨の影響で地盤が軟弱化し、資材置場としての利用に支障が生じることにより、安全性及び管理性向上の観点から、コンクリート舗装に変更するためです。

なお、本来であれば、事前に変更承認を得た上で計画変更に伴うコンクリート舗装を実施すべきところ、工事が先行する結果となったことについては、譲受人の認識及び手続対応が不十分であったことによるものであり、深く反省しているとのことでした。以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

増田道恵委員。

増田道恵委員 2班班長増田です。

議案番号第4号1番について、調査報告を申し上げます。

事前審査資料2番を御覧ください。

当日の出席者は権利者の代理人、義務者の代理人が出席されました。

まず立地基準ですが、申請地は北西へ約2.5キロメートルに位置しております。

農地区分としては、10ヘクタール未満の農地の一団のため、第2種農地と判断いたしました。

変更理由についてですが、当初更地のまま資材置場とする計画でしたが、降雨により地盤が軟弱化し、資材置場としての利用に支障が生じたことから、安全性及び管理性向上のため、コンクリート舗装へ変更するものです。

次に一般基準ですが、申請面積は合計で866平方メートルであり、面積妥当と思われ

ます。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

汚水排水については発生せず、雨水については、敷地内に設置する浸透ますで処理いたします。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

中村会長 ただいま事前審査会の班長より、審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1 番について最適化推進委員の小林幸子委員、お願いいたします。

小林幸子委員 富塚地区の推進委員の小林です。

今班長さんの説明と市のほうからの説明のとおりではございますが、今回、譲渡人の方は弁護士の方に全てお願いしてあったので、このような状況になってしまったことを、分からないと言ったということでした。

近所の人にとってはコンクリートで舗装していただいたことによって、雨水等の心配もなく、結果的にはよかったというようなことを、近所の人から聞きました。

ですので、何も問題はないかと思います。

以上です。

中村会長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

はい、どうぞ。

押田勝巳委員 推進委員の押田です。

この変更申請が出たのは、向こうから自主的に出てきたのか、それとも指摘されてこの変更届したのか、その辺はどうなっているんですか。

事務局 事務局の和田です。

こちらに関しては、以前の5条の許可のほうに、工事完了という形でうちのほうに提出がありまして、私のほうで現地を確認させていただいたところ、全然違うような現況でしたので、こちらから指導をして、計画変更を再度申請していただいた形です。

押田勝巳委員 結局向こうで違反をしておいて、こっちに指摘されて、変更届を出したということ。

そういう場合、今までは始末書なりを取っている。

そういうのは今回はなく、そのまま変更届だけで。

事務局 始末書という形ではないのですが、14ページのほうに事業計画どおりに転用できなかった理由というところで、事の顛末をまとめてもらったものをいただいております。

押田勝巳委員 とは言っていますけれども。

事務局 始末書まで求めるかどうかは、正直、県のほうの許可権者のほうの判断になってくるので、一旦はこれで提出させていただいて、必要があれば求めるという形にしたいと思います。

押田勝巳委員 はい、分かりました。

中村会長 ほかにございませんか。

では質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、採決を行います。

許可相当意見を付して県に信託することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中村会長 賛成全員です。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、許可相当意見を付して県に信託することに可決いたします。

続きまして、議案第5号 生産緑地法第13条の規定による、生産緑地の取得のあっせんについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 それでは21ページから24ページを御覧ください。

議案第5号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて。

白井市長より生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんの依頼がありましたので、買取希望者の有無について確認いたします。

令和8年7月3日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字根字大松の1筆です。

地目は畑。

面積は441平方メートルです。

買取申出者は記載のとおりで、事由は生産緑地解除申請のためとなります。

以上でございます。

中村会長 本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第5号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地取得のあっせんについて、買取希望の有無について、確認いたします。

買取希望者はありましたでしょうか。

事務局長 ありませんでした。

中村会長 議案第5号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地取得あっせんについて、買取希望者なしということで、市長に報告させていただきます。

それでは報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 長 それでは25ページを御覧ください。

報告第1号、専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規定第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和8年7月3日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

26ページから27ページを御覧ください。

①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

次に、②農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。

専決処分については以上でございます。

続きまして28ページを御覧ください。

報告第2号取下願について。

下記のとおり農地法第5条の規定による転用許可申請の取下願がありましたので、これを報告いたします。

令和8年7月3日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

続きまして表紙に戻っていただきます。

4、報告・協議事項の(2)その他で、8月の事前審査会、総会の日程について申し上げます。

申請の受け付け締め切りが7月22日水曜日、事前審査会が7月30日木曜日、担当は第1班であります。

午前9時から本庁舎2階災害対策室2になります。

総会が8月6日木曜日、午後4時から本庁舎2階災害対策室2・3になります。

以上でございます。

中村会長 今月の議案については全て終了いたしました。

慎重なる審議を賜りありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人